

評価シート 〈3活用〉

【第2次川越市空家等対策計画】 ～令和5年度実績～

取組方針	分類	施策内容	所管課	取組状況			回答欄	
				実施中	拡充/速やかな実施	実施を検討	「実績」または「検討状況等」	評価
3 空家等の活用の促進	(1)活用のための情報提供・意識啓発	空家等の活用に関する広報活動の充実（広報紙の活用、パンフレット等の作成・配布）	防犯・交通安全課	○			広報川越(令和5年10月号)に特集記事を掲載した。 また、空き家の予防・管理・活用を啓発する冊子を作成した。空き家所有者等への送付または関係課窓口で配布し、市民等へ周知した。 作成部数：1,400部	住まいの管理・修繕等の必要性、相談窓口の案内や市の支援制度を周知し、空家等の活用のための意識啓発を図った。
	(2)専門家団体・関連団体等との連携による相談体制の整備・拡充	空家等の活用に関する相談会・セミナー等の開催	防犯・交通安全課	○			専門家団体やNPO法人等と連携し、空家等の活用に関する相談会を1回開催した。	相談会のノウハウのある団体との連携で、市内で相談会を開催することができた。
		相談機会の創出	防犯・交通安全課	○			空家等所有者等から相談があった際、空き家相談の総合窓口として県の「空き家コーディネーター」を案内した。	県が常設の相談窓口を開設しているため、そちらを案内している。市として市民相談の他に窓口を設置すべきか検討していく。
		空家等の所有者情報の外部提供による多様な利活用の促進	防犯・交通安全課			○	国のガイドラインや他自治体の先進事例を参考に、所有者情報を外部提供するための方法などについて調査・検討しているところである。	個人情報保護にも留意し、空家等の活用が円滑に進む制度の構築が求められる。
	(3)様々なニーズに対応した需給のマッチングによる活用促進	空き家バンクの見直し	防犯・交通安全課		○		令和5年3月に空き家バンクの間口を広げる要綱改正を行ったため、令和3年度のアソケート調査で空き家バンクの活用意向があると回答した所有者等へ登録勧奨の文書を送付した。	民間の不動産流通が滞っていないことが、登録件数が伸び悩んでいる要因のひとつであると分析している。今後も活用される制度になるよう継続して見直しを検討していく。
		JTI（一般社団法人 移住・住みかえ支援機構）の「マイホーム借上げ制度」の活用促進	防犯・交通安全課	○			「マイホーム借上げ制度」について問い合わせがあった場合、資料を渡した。また、市のホームページに制度広報用のページを作成し、広く周知している。	JTIと埼玉県で協定がなされているため、市としても市内の空き家に活用されるよう、広報をしていく必要がある。
		住宅セーフティネット制度の活用による住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅としての空き家の供給について検討	建築住宅課			○	対象となる空き家登録がなく未検討。今後、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に適した事案があれば、防犯・交通安全課と協議、実施を検討する。	検討対象となる空き家登録の充実が課題である。
		商業地における市内の空き店舗の活用促進による、商店街の振興及び活性化	産業振興課	○			補助件数：3件 補助金交付額：1,300,000円	川越市商店街等空き店舗登録制度により登録された空き店舗を利用した者に補助金を交付することで、空き店舗の利活用を促進し、商店街の振興及び活性化に寄与している。
		地域の集いの場や社会福祉施設などへの空き家の活用に向けた関係部署及び専門家団体等との連携	防犯・交通安全課			○	社会福祉協議会と、空家等の福祉的利活用等についての情報交換を行った。	空家等の福祉的利活用については、活用が可能な空家等の発掘が課題である。

評価シート <3活用>

【第2次川越市空家等対策計画】 ~令和5年度実績~

取組方針	分類	施策内容	所管課	取組状況			回答欄	
				実施中	拡充/速やかな実施	実施を検討	「実績」または「検討状況等」	評価
3 空家等の活用 の促進	(4) 関連団体等のノウハウ等を活用した空家等の活用促進	民間事業者やNPO法人等のノウハウやサービスを活用した空家等の活用促進	防犯・交通安全課	○			国のモデル事業に選定された民間事業者と、空き家の除却促進に関する連携協定を締結し、市ホームページでの解体費用シミュレーターの提供を開始し、インターネット上で、建物の構造等を入力していくと解体費用の概算を把握できるようにした。また、協働発行事業者と協定を締結し、空き家の予防・管理・活用を啓発する冊子を作成した。空き家所有者等への送付または関係課窓口で配布し、市民等へ周知した。 作成部数：1,400部	令和5年度は2団体と協定を締結したが、国のモデル事業や先行自治体の例を研究し、本市との連携が可能な団体について検討を進めていく。
	(5) 活用のための所有者等に対する経済的支援	旧耐震建築物の耐震診断・耐震改修補助制度	建築指導課	○			耐震診断補助金：件数0件 補助金交付額：0円 耐震改修補助金：木造住宅1件、共同住宅1件	申請件数が少ないものの、既存建築物の耐震化を図ることで、地震発生時の被害を軽減することができるようにし、空家等の活用に寄与した。
		空き家の活用を促進する補助制度等の検討	防犯・交通安全課			○	効果、方法等を検討中のため未実施である。	国や県の補助事業を注視しながら、先進自治体の補助金活用事例を参考に研究していく必要がある。
		金融機関との協定締結	防犯・交通安全課	○			本市と埼玉懸信用金庫との包括連携協定における連携事項の一つとして、金利の優遇が受けられる「さいしん空き家活用ローン」について、平成30年6月に覚書を締結し、継続している。	住みやすい住宅として価値を維持し、安全・安心に居住できる支援体制を整えた。
(6) 空き家取り壊し後の跡地の活用	所有者等との協議、関係部署・専門家団体等の連携による跡地の有効活用策の検討	防犯・交通安全課			○	他自治体の先進事例を参考に、跡地の有効活用のための方法等について調査・研究する。	再建築が困難な土地については隣接地の所有者の活用が望まれるが、活用を促進する方策について検討する必要がある。	